

**!** ご契約者のみなさまへ 必ずお読みください。

家賃保証とは・・・

家賃保証とは、万が一賃料のお支払いが遅れた場合、興和アシストが賃料を立替払いするシステムです。

(立替払いは、賃料支払先からの報告をいただいてからとなります。)

- ・ 契約解除による保証料の返還は無いものと致します。
- ・ 賃料支払いを拒絶する正当な理由があった時は、賃料支払日の10日以上前に、保証会社及び賃貸人に文書をもってその旨を通知をして下さい。通知を行うことなく代位弁済（立替払い）がなされた時は、求償権の行使を拒絶できません。
- ・ 賃料支払日において賃料等の全部または一部の支払いを怠り、賃貸人から保証義務の履行を求められた時は、保証会社は入居者に何ら催告なく代位弁済します。

立替払いをした場合・・・

立替払いをした場合、立替日の翌日から完済まで年14.6%の遅延損害金をお支払いいただきます。又、代位弁済手続きに関わる費用として、立替払い1回につき、月額賃料の4%（下限は1,000円）をお支払いいただきます。

例 100,000円を立替払いした場合



ご返済いただいた場合、返済金は①遅延損害金②代位弁済手続きに関わる費用③立替金の順で充当いたします。

相談窓口



**興和アシスト株式会社**

KOWA

住所：大阪府中央区道修町 1-5-18-5F

担当部署：興和アシスト株式会社 お客様センター

電話番号：06-4707-3323